

## 平成26年第5回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年5月26日(月)  
午前9時32分 から 午前10時19分
2. 開催場所 苓北町役場2階第3委員会室
3. 本日の出席委員(11名)

1番		2番	
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番			
4. 本日の欠席委員(4名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
7番	山本政人	15番	岡村貞夫(会長)
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第51号 非農地証明について
  - 日程第4. 議案第52号 農用地利用集積計画の認定について
  - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)  
事務局長 野田尚之・局長補佐 坂本重志・主幹 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1. 開 会

開会午前 9時32分

事務局 おはようございます。少し時間を経過致しましたが、本日は岡村会長が入院のため欠席でございます。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代理する。とございます。皆様方から職務代理人として山下委員さんを互選頂いておりますので、本日の議長を山下委員さんをお願い致します。まずはご挨拶をお願い致します。

山下職務代理人 皆さん、おはようございます。皆さん方も大変びっくりされたことだと思いますが、只今事務局のほうからお話がありましたように今月の14日に家の庭木の手入れの途中で脚立から落ちられまして肋骨を或いは親指を骨折されたというようなことで岡村会長が入院中であります。私もお見舞いに行きましたが只今話があったようにすこぶる元気であります。本人も話しておられましたが、幸いにして頭を打たなかったのが不幸中の幸いであったとこのようなことをおっしゃりました。今後はお互い注意をしてそういう作業のときにはきちっと倒れないような脚立をして取り組まなければならないという話がありました。私も事務局にこの前無情の時には親とか或いは配偶者とか本人はもちろんですが慶弔規定があるそうでございますが、農業委員会としての怪我とかの見舞等慶弔規定は無いそうでございます。それで私もそうですかと、私はてっきりあるものと思ってお尋ねをしましたということでございますが、そういう事でもありますのでもし皆さん方でそういう事になつとるということをお知らせ致します。それから実は明日からですね東京で農業委員それから県の関係者事務局全国の委員さんが集まってですね日比谷公会堂で大きな大会があるわけでございます。それについては皆さん方に配布してあるとおり全国農業新聞の5月23日号に載っております。非常に現場を無視した行動に怒りと農業委員の組織の解体を狙うとこういう大きな見出しで載っております。つまり農業委員は今までの各地区からの選出と推薦という形を荅北町は取っておられますが今後は市町村長が委員を指名してその方が農業委員になるというようなことが文章が載っております。それとですね一番私たちが心配

することは大手の企業ですたいね。既に一部は参入しておりますがこの方々が農業に参入しやすいような農地法の改革これを断行しようというようなことで大変明日は重要な会議でございます。岡村会長が健康でいらっしゃれば是非行って頂きたかったんですがどうしても行けないということでありますので不肖私参加をさせていただきます。それと県選出の参議院国会議員の皆さんともこの問題については重要であるので TPP の問題と併せて懇談会をするというようなことになっております。どうか私たちのですね田舎の農業がですね大手企業が来て疲弊しないよな農政をして頂くためにがんばってまいりたいとそのように思っております。そういう事でありますので大変司会がまずいかわかりませんが本日は一生懸命務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

事務局 はい、ありがとうございます。本日は1番田中安雄委員さん、2番池崎計介委員さん、7番山本政人委員さん、15番岡村貞夫会長が欠席でございます。出席委員は15名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は山下職務代理者さんをお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

議長 それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてごよございませうでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、5番の内尾明美委員さんと6番の福田正明委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、坂本氏、田尻氏を指名致します。

議長 それでは、日程第2. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明をお願い致します。

事務局 はい、日程第2. 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

案件が2件ございますが、譲受人が同一人でございますので一括してご説明致します。まず整理番号1ですが3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町富岡の田1筆228㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。2件目ですが7ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は8ページから10ページに図示しております。申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町富岡の田1筆158㎡です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、整理番号1、整理番号2の件につきましてはご意見のある方は挙手をお願いをいたします。

13番 はい。

議 長 はい、13番の春本委員さんお願いします。

13番 5月23日に譲受人立ち会いの下現地を確認してまいりました。譲受人が同一人のために番号1番と2番の同時に説明と致します。場所は譲受人の隣接地であり現状につきましては長年耕作されていない状態で雑草が茂っておりましたのをきれいに刈り取りされておりました。事務局から説明がありましたとおり審議の要点につきまして譲受人に確認し何ら問題なく所有権移転後は農地として利用さ

れると思われます。以上現地確認の報告を致します。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今担当委員さんから詳しい説明をいただきましたが、他にこの件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございます。まず整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成であります。はい、ありがとうございます。全員賛成でありますので整理番号1につきましては許可することに致します。続きまして整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号2につきましても許可することに致します。

続きまして日程第3議案第51号非農地証明につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、日程第3議案第51号 非農地証明についてご説明致します。12ページをお開き下さい。

皆様の机の上にですね非農地証明事務処理要領の制定についてということで裏表一枚の制定要領をお上げしておりますがこれに基づきましてですね13ページと書いてあるところに非農地証明につきましては法令に基づく行政処分ではなく行政サービスの一つである。ということです。14ページに非農地証明の基準としてして(1)昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引き続き非農地であった土地(2)所有者又は耕作者の責に帰さない災害その他特別の事由により非農地になったもので農地としての復旧が著しく困難と認められる土地という非農地の基準があります。今回の非農地証明願いは、議案記載のとおり申請人と土地所有者は同

一人でございます。土地の所在は荅北町坂瀬川で地目は登記簿上は畑、現況は宅地です。面積は388㎡で農振農用地区域外です。非農地証明願3の農地を転用した理由によりますと非農地証明の基準(1)の昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地に該当すると考えられます。資料につきましては13ページから16ページに記載しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

3 番 はい

議 長 はい。

3 番 この土地についてはですね、5月15日の10時半から私と池崎委員さん坂本、田尻両氏4名でですね確認に行っていました。当該地については、所有者の祖父の代から自宅敷地として利用されているとのことであり、近隣住人への聞き取りからも間違いのない様である。これは近所の方から直接お会いできてお話を聞くことができました。私の記憶している限りでは当時から宅地として利用されていた。農地であったという記憶はないということでございます。現状からは、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地であり、かつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、農地としては見なさないことで一致した。以上の観点から願出の物件については、非農地として取り扱うことが適当であることを確認し調査を終了した。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この件について他にご意見ございませんでしょうか。お諮り致します。無いうでございませぬ、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成であります。無いうであります。この件については許可することに決定致しました。続きまして日程第4、議案第52号農用地利用集積計画の認定についてを上程致しますが、転貸

の案件につきまして〇〇委員さん、〇〇委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了までお二人の委員さんの退室をお願い致します。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

議 長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4. 議案第52号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。19ページをお開き下さい。

新規設定で1件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は飼料作物作付です。期間は6年7ヶ月です。

20ページをお開き下さい。新規設定で2件ございます。利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定をする者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は23番が野菜・果樹作付です。24番が小麦作付です。期間は10年7ヶ月です。21ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。22ページをお開き下さい。転貸でございますが、新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のあられる方は挙手をお願いを致します。

(ありませんの声あり)

議 長 はい、無いようでございます。この件につきまして賛成の方の挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成であります。ありがとうございました。〇〇委員  
さん、〇〇委員さんにつきましては入室をお願い致します。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

議 長 議事につきましては以上でございますが、事務局から他にござい  
ましたらお願いを致します。

事務局 その他事項につきましてご報告致します。(口頭にて報告する)

- 1 平成26年度農業者年金加入推進部長の推薦について  
岡村会長を年金加入推進部長として推進することに決定
- 2 全国農業委員会会長大会及び会長・事務局長合同研修会の出  
席について(日程及び内容説明)  
5月27日～5月29日山下氏出席
- 3 その他  
諸証明の発行状況説明

次回農業委員会総会予定

平成26年6月25日(水)午前9時30分

議 長 農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成2  
6年第5回総会を閉会いたします。

閉会午前10時19分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長

職 務 代 理 者 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_

署 名 委 員 \_\_\_\_\_